

# 白杵市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務委託仕様書

## 1. 件名

白杵市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務委託

## 2. 業務の目的及び概要

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、白杵市(以下、「本市」という。)における高齢者施策全般の基本計画として、保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを円滑に提供するために「白杵市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画」(以下、「第10期計画」という。)を策定することを目的とする。なお、第10期計画は、認知症施策推進計画を一体的に策定することを前提とするものとする。

(一体的に策定する計画)

- ・介護保険事業計画(介護保険法第117条に基づく計画)
- ・高齢者福祉計画(老人福祉法第20条の8に基づく計画)
- ・認知症施策推進計画(共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく計画)

## 3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

## 4. 関連行政計画等

策定にあたっては、国及び大分県の計画との整合を図りつつ、「白杵市総合計画」、「白杵市地域福祉計画」、「白杵市障がい者計画」、「白杵市障がい福祉計画・白杵市障がい児福祉計画」、「健康日本21白杵市計画」など関連するほかの計画との整合を図ること。

## 5. 業務内容

### I 分析・評価

#### (1) サービス計画の目標数値等の分析・評価

##### ① 介護保険事業実績の分析

現行の白杵市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の進捗状況等を分析・評価する。また、「見える化システム」等を活用した分析や他市比較と、それによる課題抽出を行う。

##### ② 日常生活圏域ニーズ調査及び生活機能評価

これまでに実施した日常生活圏域ニーズ調査の分析結果を活用し、日常生活圏域のあり方の分析及び日常生活圏域ごとの高齢者の生活機能や介護保険サービスならびに介護予防サービスのニーズ等を把握する。

- ③ 独自施策(新たな総合支援事業)に係る実績の分析・評価
- ④ 在宅介護実態調査の入力・分析

- (2) 将来人口・介護保険認定者推計  
直近の人口データ等から、人口及び要介護(要支援)認定者数の推計を行う。
- (3) 各サービスの見込み量・保険料の推計  
(1)、(2)の分析から、今後の各サービス見込量及び保険料を推計する。

## II 計画書案の作成

- (1) 課題の整理  
Iで推計されたサービス見込量確保のための施策や計画の推進体制、相談体制、医療との連携等の検討を行い、今後の重点課題を整理する。
- (2) 国・県及び他市町村の方針等の検討  
国・県及び他市町村の方針を整理、検討し、計画案との整合性を保つこととする。  
介護保険・高齢者福祉施策に関する情報提供支援  
介護保険・高齢者福祉施策に関する動向は日々変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣官房において指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して委託者に提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。
- (3) 施策の方向性の検討  
(1)、(2)の検討を踏まえ、施策の方向性を整理、検討する。
- (4) 計画書の構成の検討  
計画書の構成を検討する。
- (5) 素案・計画書案原稿の作成・校正・編集  
Iの分析・評価及びIIの(1)から(4)までの検討結果を盛り込んだ第10期計画の素案・計画書案の原稿を作成・校正・編集する。
- (6) 計画書概要版案原稿の作成・校正・編集  
以上を踏まえた計画書の概要版案の原稿を作成・校正・編集する。
- (7) パブリックコメントの実施支援

計画書案についてのパブリックコメントを委託者が実施するに当たり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

### III 策定委員会支援

第10期計画策定にあたり設置される策定委員会等への支援(資料作成、策定委員会への現地出席、議事録作成)を行う(4回程度)。

### IV 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は委託者と常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面(打合せ記録簿等)に記録し、相互に確認することとする。  
打合せの方法は、現地及びオンラインで実施するものとする。

### V 計画書作成

以上IからIVを踏まえ、第10期計画を作成する。

## 6. 成果品

(1) 本業務の成果品は、次のとおりとし、それぞれ電子データ(加筆修正等が可能な電子データファイル)を送付すること。

①計画書 300部(150頁、4色)

②計画書・概要版の原稿(エクセル・ワード及びPDFデータ)各1部

計画等の成果品は、白杵市に帰属し、白杵市の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。

(2) 成果品の納品場所

本業務成果品の納品場所は、白杵市大字白杵72番1 白杵市役所 高齢者支援課とする。

## 7. 業務受注資格要件

(1) 白杵市が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(令和6年白杵市告示第39号)により、入札参加資格の認定を受けている者であること。

(2) 九州管内に本社(本店)、支社(支店)または営業所を有していること。

(3) 過去に本市と同等又はそれ以上の人口規模の市区町村又は広域連合の第9期介護保

険事業計画策定支援業務及び、計画策定のための調査分析業務の受託実績があること。

- (4) 業務実施にあたり専任担当者を配置し、本市の策定委員会に専任担当者が現地出席するとともに、本市との打合せ(オンライン可)に出席することが可能であること。
- (5) 介護支援専門員、理学療法士、作業療法士の専門職からの助言が得られる体制が整っており、これら専門職のスタッフが本市との打合せ(オンライン可)に出席することが可能であること。
- (6) 本項(2)、(3)、(4)、(5)に定める要件について、確認できる資料を提出すること

## 8. その他

### (1) 守秘義務

受託者は、本業務に関し知り得た個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。このことは、契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

また、本業務において個人情報を取り扱う場合は、住民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律に基づき、その趣旨を踏まえ、「白杵市業務委託契約約款(一般役務)令和8年4月1日版」の各条項の規定を遵守し、個人情報保護の措置を講じることとし、漏洩等を防止することとする。

- (2) 本業務で作成された計画書及びデータの著作権については、白杵市に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議の上実施するものとする。